

奈良県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

### 奈良県公安委員会規則第3号

奈良県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

**第1条** 奈良県道路交通法施行細則(昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の3」に、「第4章の3 放置車両に対する措置(第18条の5-第18条の16)」を「第4章の3 放置車両に対する措置(第18条の5-第18条の16)」を「第4章の4 特定自動運行(第18条の17-第18条の18)」に改める。

第1章に次の2条を加える。

(遠隔操作型小型車通行届出番号等の通知)

**第6条の2** 法第15条の3第3項の規定による通知は、遠隔操作型小型車通行届出番号等通知書(別記様式第1号)により行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

**第6条の3** 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する公安委員会の指示は、遠隔操作型小型車に係る指示書(別記様式第1号の2)を交付して行うものとする。

第7条第1項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の3」に改め、同条第2項中「別記様式第1号の2」を「別記様式第1号の4」に改める。

第4章の3の次に次の1章を加える。

**第4章の4 特定自動運行**

(特定自動運行実施者に対する指示)

**第18条の17** 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する

公安委員会の指示は、特定自動運行に係る指示書（別記様式第17号の2の23）を交付して行うものとする。

（特定自動運行に関する公示）

**第18条の18** 法第75条の17若しくは第75条の27第3項又は規則第9条の38第4項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。別表第1法第59条第2項ただし書の項の前に次のように加える。

法第15条の3第1項	遠隔操作による通行の届出及び届出事項の変更の届出	交通企画課長
------------	--------------------------	--------

別表第1法第75条の2第3項の項の次に次のように加える。

法第75条の12第2項	特定自動運行の許可の申請	交通企画課長
法第75条の16第3項	特定自動運行計画の軽微な変更の届出	交通企画課長
法第75条の16第4項	特定自動運行を行う者の氏名等の変更の届出	交通企画課長

別表第1令第37条の7第1号の項の次に次のように加える。

規則第9条の19第2項	特定自動運行（変更）許可証の再交付の申請	交通企画課長
規則第9条の23第1項	特定自動運行計画の変更許可の申請	交通企画課長

別記様式第1号の2を別記様式第1号の4とし、別記様式第1号を別記様式第1号の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。



別記様式第1号の2（第6条の3関係）

（表）

指 示 書										
奈 公 委 第 _____ 号 年 月 日										
殿										
奈良県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>										
<p>道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">指示に係る遠隔操作型小型車</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">                 使用者の住所                  使用者の氏名又は名称                  届出番号等             </td> <td style="width: 65%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">指示事項</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">                 など、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置を講じること。                  （措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止すること。）             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">指示の理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		指示に係る遠隔操作型小型車	使用者の住所 使用者の氏名又は名称 届出番号等		指示事項	など、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置を講じること。 （措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止すること。）		指示の理由		
指示に係る遠隔操作型小型車	使用者の住所 使用者の氏名又は名称 届出番号等									
指示事項	など、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置を講じること。 （措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止すること。）									
指示の理由										
<p>備考 この処分について不服があるときは、審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することができますので、詳しくは裏面の教示事項を確認してください。</p>										

（整理番号 \_\_\_\_\_）

(裏)

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号の2の22の次に次の1様式を加える。

別記様式第17号の2の23（第18条の17関係）

（表）

指 示 書							
奈 公 委 第 _____ 号 年 月 日							
殿							
奈良県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>							
<p>道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示する。</p>							
指示に係る特定自動運行許可	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">特定自動運行実施者の住所</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特定自動運行実施者の氏名又は名称</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">許可証番号</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	特定自動運行実施者の住所		特定自動運行実施者の氏名又は名称		許可証番号	
特定自動運行実施者の住所							
特定自動運行実施者の氏名又は名称							
許可証番号							
指 示 事 項	<p>など、特定自動運行に関し必要な措置を講じること。 （措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないこと。）</p>						
指 示 の 理 由							
<p>備考 この処分について不服があるときは、審査請求及び処分の取消しの訴えを提起することができますので、詳しくは裏面の教示事項を確認してください。</p>							

（整理番号 \_\_\_\_\_）

(裏)

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

**第2条** 放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年7月奈良県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第11号及び別記様式第17号中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。